平成29年 第13回 定例教育委員会

平成29年12月14日(木) 午後1時 百間中学校 会議室

1 開会の宣言	教育長
2 会場校校長あいさつ 学校運営の概要報告	百間中学校校長
3 概要報告	
イ 平成29年12月議会一般質問 (2)学校教育関係 ア 1月の行事予定について・・・	例会関係 (第4号) について・・・・・・・P1 と答弁の概要について・・・・・・P2 ・・・・・・・・・P3 部を改正する告示について・・・・・・P5
5 審議案件 議案23号 宮代町立小・中学校通学区域に関	引する規則の一部を改正する規則について・・P37
6 その他	
7 次回教育委員会について	
8 前回会議録の承認	
9 閉会宣言	教育長

4 事務局報告

(1)平成29年12月宮代町議会定例会関係

ア 平成29年度一般会計補正予算(第4号)について

教育関係補正予算の概要

■歳出

事業名	予算額	内訴	1
小学校施設管理事業	1,134 千円	笠原小学校における普通教室への転	換
		工事請負費	1,134 千円
		・教育相談室から普通教室へ	
図書館管理運営事業	854 千円	図書館空調設備の修繕工事	
		工事請負費	854 千円
		・空調設備の故障に伴う修繕	
埋蔵文化財発掘調査事業	6,653 千円	道仏遺跡・姫宮神社遺跡における個	10人住宅開発
		に伴う発掘調査	
		賃金 5, 252 千円、需用費 671 千円	3
		役務費1千円、使用料及び賃借料	十729 千円
総合運動公園管理事業	2,558 千円	給湯配管系統薬品洗浄及び PAS 交換	亳工事
		委託料	1,696 千円
		工事請負費	862 千円

イ 平成29年12月議会一般質問と答弁の概要について (答弁要旨は別冊資料を参照)

通告 7号 角野 由紀子 議員

2 プログラミング教育

(1)次期学習指導要領では、プログラミング教育が新たに加わっている。生活にますます身近なものとなっていく情報技術を受け身でなく手段として効果的に活用していくことが求められている。プログラミング的思考(論理的思考)を育てる必要がある。プログラミング的思考は、情報リテラシーの1つであるとして、柏市では、29年度全小学校でプログラミング教育を実施している。2020年度から、学習指導要領に入っているが、2年後までに、効果的に指導できるような取り組みをしたらどうか。柏市では、ICアドバイザー(ICT支援員)を小中学校に派遣している。

[答弁者:教育長]

[答弁者:教育長]

通告10号 田島 正徳 議員

1 子供たちの安心安全について

③スクールガードは、十分に確保されているのか。

通告 1 1 号 野原 洋子 **議員**

2 宮代町のオリンピック・パラリンピックに関する教育について〔答弁者:教育長〕

(1) 2 0 2 0年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される。首都東京での開催は半世紀 ぶり、冬季オリンピックからも 2 2年ぶりの開催です。この稀有なる機会に首都圏であるこの埼玉 県宮代町の教育現場でどのようなカリキュラムを考えているのか。

(2) 学校教育関係

ア 1月の行事予定について

須賀小:須 百間小:百 東小:東 笠原小:笠 / 須賀中:須 百間中:百 前原中:前

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	貝 日间小:日 果小:果 立原小:立 /	須負甲:須 日间甲:日 削原甲:削
日 付	小 学 校	中 学 校
1日(月)	元 旦	元 旦
2月 (火)		
3月(水)		
4月(木)	振休(須・百)	
5 月 (金)	校内研修(須)	
	研修<学力向上>教科部会等(東)	
6月(土)		
7 目 (目)	宮 代 町	「 成 人 式
8日 (月)	成人の日	成人の日
9日 (火)	始業式	始業式
	一斉下校 (須・百・東・笠)	避難訓練(百)・防災訓練(前)
10 日 (水)	給食開始	給食開始
	発育測定(須・百・東・笠)~12日	進路指導委員会(須)
	登校指導 (須・百・東・笠)	PTA あいさつ運動(百)
	安全点検(須・百・笠)	安全点検日 (前)
	防災週間 (笠)	
11 日 (木)	学力向上パワーアップ週間・	3年三者面談~15日(須)
	5年生社会科見学(百)	
	登下校ボランティア連絡協議会(笠)	
12 日 (金)	避難訓練<地震・火災>(百・東)	コミ協あいさつ運動
13日(土)		
14日(日)		
15日 (月)		
16 日 (火)		1年スキー教室<会津だいくら>~18日(前)
17日 (水)		1年スキー教室事前指導(須)
		PTA あいさつ運動(百)
18日 (木)	第3回就学支援員会	第3回就学支援委員会

	かえでキッズタイム (須)	1年スキー教室<菅平>~20日(須)
19 日 (金)	ふれあいデー	ふれあいデー
	町書初め展覧会審査	町内書初め展覧会審査
	6年生社会科見学(百)	
20日(土)	町内書初め展覧会(笠)	町内書初め展覧会 (笠)
21日(日)	町内書初め展覧会(笠)	町内書初め展覧会 (笠)
22 日 (月)	合同研修会(東・笠)	県内私立高校入試集中日
23 目 (火)	校内学力学習調査(百)	県立特別支援学校高等部入学選考~24日
24 日 (水)		PTA あいさつ運動(百)
25 日 (木)	不審者対応避難訓練(須)	第3回調査書作成委員会(前)
	校内授業研究会(東)	
26 日 (金)	6年生社会科見学、教科・領域部会(笠)	第3回学校評議員・関係者会議(前)
27 日 (土)	学校公開日<読書・なわとび>、	
	学校評議員・関係者会議 (笠)	
28 日 (日)		
29 日 (月)		
30 目 (火)	長なわ大会(須)	校務分掌会議 (須)
31 日 (水)		新入生説明会リハーサル(須)
		PTA あいさつ運動(百)
		校務支援システム指導要録等研修会(前)

イ 宮代町就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

宮代町就学援助実施要綱の一部を改正する告示

宮代町就学援助実施要綱(平成26年宮代町告示第24号)の一部を次のように 改正する。

第3条に次のように加える。

ただし、町内の小学校に就学する予定がある児童の保護者が、新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとする場合は、新入学児童生徒学用品費支給申請書(様式第2号)に指定する書類を添えて町長に提出しなければならない。

第4条第2項中、「様式第2号」を「様式第3号」に、「様式第3号」を「様式 第4号」に改め、「ただし、小学校に就学する予定がある児童の保護者に対して新 入学児童生徒学用品費の支給対象者の認否を決定したときは、新入学児童生徒学用 品費支給認定結果通知書(様式第5号)又は新入学児童生徒学用品費支給否認定結 果通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。」を加える。

第8条第1項に次にように加える。

ただし、町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者への新入学児童生徒学用品費の支給に限り、保護者に給付するものとする。

第8条第2項に次のように加える。

ただし、町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者への新入学児童生徒学用品費の支給に限り、小中学校に就学する前に町から支給するものとする。

第8条第5項中、「様式第4号」を「様式第7号」に、「様式第5号」を「様式 第8号」に改め、同条第5項の次に、次の1項を加える。

6 町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者に対しては、新入学児 童生徒学用品費の支給に限る。

第8条第6項の次に、次の1項を加える。

7 4月1日からの支給の決定を受けた保護者が、児童生徒が町内の小中学校に就 学する前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けていた場合又は前住所地において 同類の支給を受けていた場合は、新入学児童生徒学用品費については支給しない。

第9条第1項中、「様式第6号」を「様式第9号」に改める。

第9条第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は、町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者へ新入学児童

生徒学用品費を支給したときは、新入学児童生徒学用品費支給通知書(様式第10号)を受給者に通知するものとする。

- 第10条第1項中、「様式第7号」を「様式第11号」に改める。
- 第11条中、「様式第8号」を「様式第12号」に改める。
- 第12条第1項第2号の次に、次の1号を加える。
- (3) 小中学校に就学する予定がある児童生徒が町内の小中学校に就学しなかったとき。
 - 第12条第2項中、「様式第9号」を「様式第13号」に改める。

新入学児童生徒学用品費支給申請書

この申請書は、次年度4月に町内の小中学校に就学する児童生徒の保護者専用です。通常の就学援助申請は、別途必要です。

年 月 日

宮代町長 様

次の通り相違ないので、新入学児童生徒学用品費を受けたく申請します。

なお、この申請にあたり、宮代町が住民登録上の同居する世帯及びこの申請書に記載した全員の ①住民基本台帳の閲覧、②町民税課税台帳の閲覧、③生活保護の受給状況の照会、④児童扶養手当の 受給状況の照会、⑤障害の状況の照会を行うことについて同意します。

保護者住所 宮代町

保護者氏名	ÉO	電話番号

曲注[見童生徒氏名	1				生年	(和暦)	年	月	目	性	男・	女
中前	7. 里工灰八石	2				月日	(和暦)	年	月	日	別	男・	女
申	氏	名	i	世帯主との統柄	障害の有無			生	年 月	日			
請児	1			世帯主	有・無	(和暦)		ź	Ŧ.	月	日	
童生	2				有・無	(和暦)		ź	Ĕ.	月	日	
徒を含む	3				有・無	(和暦)		4	Ŧ.	月	日	
含む	4				有・無	(和暦)		ź	Ŧ.	月	日	
世帯	5				有・無	(和暦)		Ź	Ŧ.	月	日	
が状	6				有・無	(和暦)		4	Ŧ.	月	日	
況	7				有・無	(和暦)		4	Ĕ.	月	日	

申請理由(該当する項目に○印をつけてください。)

- 1 前年度または当該年度において次のいずれかに該当するため。
 - (1) 市町村民税の非課税
 - (2) 個人の事業税、市町村民税、固定資産税、国民年金の保険料の減免
 - (3) 国民健康保険税の減免又は徴収猶予
- (4) 児童扶養手当の支給
- 2 上記に該当しないが、入学に必要な学用品の購入が困難なため。

新入学児童生徒学用品費請求書兼口座振込依頼書

振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	本店・支店・出張所
旅心产业融份周	口座番号	口座名義(カタカナ)	

※事務局記入欄

1 1	40 4 -	個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・障害者手帳等・在留カード・特別永住者証明 その他官公署発行書類等(明書	
	400	被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書等 その他個人番号利用実施者が適当と認めるもの(`	担当者

様式第2号を様式第3号に改める。 様式第3号(第4条関係)

 宮発第
 号

 年
 月

 日

様

宮代町長 印

就学援助認定結果通知書

先に提出していただきました申請書について、その内容を審査した結果、下記の とおり支給対象者であることを決定しましたので通知します。

- 1 認定結果(認定区分) 認定(要保護・準要保護)
- 2 児童生徒氏名
- 3 学校名・学年 学校・ 学年
- 4 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで ※ 当該年度の途中で転出した場合は、転出日をもって支給を終了します。

様式第3号を様式第4号に改める。 様式第4号(第4条関係)

 宮発第
 号

 年
 月

 日

様

宮代町長 印

就学援助否認定結果通知書

先に提出していただきました申請書について、その内容を審査した結果、下記の とおり決定しましたので通知します。

- 1 認定結果 否認定
- 2 児童生徒氏名
- 3 学校名・学年 学校・ 学年
- 4 否認定の理由

様式第4号を様式第7号に改める。 様式第7号(第8条関係)

委任状

年度において、町から受ける下記就学援助費の支払い及び返納に関する一切の権限(事務)を学校長に委任します。また、就学援助費の受給に際し、下記の事項について未払い等があった場合は、この就学援助費から精算することについても学校長に委任いたします。

記

- 1 学校給食費
- 2 学用品費
- 3 通学用品費
- 4 修学旅行費
- 5 校外活動費
- 6 新入学児童生徒学用品費等
- 7 日本スポーツ振興センター共済掛金

年 月 日

宮代町立 学校 年 組

児童生徒氏名

宮代町立 学校長 様

様式第5号を次のように定める。 様式第5号(第4条関係)

 宮発第
 号

 年
 月

 日

様

宮代町長 印

新入学児童生徒学用品費支給認定結果通知書

先に提出していただきました申請書について、その内容を審査した結果、下記の とおり支給対象者であることを決定しましたので通知します。

- 1 認定結果 認定
- 2 児童生徒氏名
- 3 就学予定学校名 学校

様式第6号を次のように定める。 様式第6号(第4条関係)

 宮発第
 号

 年
 月

 日

様

宮代町長 印

新入学児童生徒学用品費支給否認定結果通知書

先に提出していただきました申請書について、その内容を審査した結果、下記の とおり決定しましたので通知します。

- 1 認定結果 否認定
- 2 児童生徒氏名
- 3 就学予定学校名 学校
- 4 否認定の理由

様式第5号を様式第8号に改める。 様式第8号(第8条関係)

口座振込依頼書

年 月 日

学校長宛て

保護者住所 保護者氏名 印 連 絡 先 () 児童生徒氏名 学 校 名 学校 学 年・組 年 組

私に対する 年度就学援助費の支給は、下記預金口座に振込みされるよう依頼 します。

ただし、給食費・学級費等に未納がある場合は、その額を差し引いた額の支給となることを了承します。

- いずれか希望する方に「○」をしてください。
 - 1 既に学校に登録済の給食の口座
 - 2 その他の口座の場合のみ下記に記入

金融機関名	銀行 信用金庫 支店・支			
		JA		
口座区分	普通	当座	(該当に(○をつける)
口座番号				
口座名義	(フリカ゛ナ)			

様式第6号を様式第9号に改める。 様式第9号(第9条関係)

年 月 日

様

宮代町立 学校 校長

就学援助費支給通知書

年 学期分の就学援助費を下記の通り指定口座に振込みの手続をしましたので、お知らせいたします。

記

1 振込日

2 振込金額 円

扶則	力費計	円
未	学校給食費	円
納	学用品費	円
分	通学用品費	円
	校外活動費(宿泊なし)	円
	校外活動費(宿泊あり)	円
	修学旅行費	円
	日本スポーツ振興センター共済掛金	円
差引	支給額	円

3 扶助費明細

扶則	力費計	円
扶	学校給食費	円
助	学用品費	円
費	通学用品費	円
明	校外活動費 (宿泊なし)	円
細	校外活動費(宿泊あり)	円
	修学旅行費	円
	日本スポーツ振興センター共済掛金	円

様式第7号を様式第11号に改める。 様式第11号(第10条関係)

年 月 日

宮代町長 様

保護者 住所 氏名

印

就学援助受給者状況変更届

このことについて、下記のとおり変更したいのでお届けします。

記

1 変更事項(該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください。)

	•		• ,
	変更事項	変更前	変更後
1	住所		
2	電話番号		
3	保護者氏名		
4	児童・生徒氏名		
5	世帯構成		
6	生計の状況		
7	その他		

- 3 変更理由
- 4 変更年月日 年 月 日

様式第8号を様式第12号に改める。 様式第12号(第11条関係)

就学援助辞退届

年 月 日

宮代町長 様

保護者 住所 氏名

印

このことについて、 年 月分から就学援助を辞退します。

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年 学校・ 学年
- 3 辞退理由

様式第9号を様式第13号に改める。 様式第13号(第12条関係)

 宮発第
 号

 年
 月

 日

様

宮代町長 印

就学援助取消通知書

年 月 日付け宮発第 号で通知しました就学援助の認定を下記のとおり取り消しましたので、宮代町就学援助実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年 学校・ 学年
- 3 取消理由
- 4 取消年月日 年 月 日

様式第10号を次のように定める。 様式第10号(第9条関係)

年 月 日

様

宮代町長 印

新入学児童生徒学用品費支給通知書

新入学児童生徒学用品費を下記の通り指定口座に振込みの手続をしましたので、 お知らせいたします。

記

1 振込日 年 月 日

2 振込金額 円

附則

この告示は、平成30年1月4日から施行する。

宫代町就学援助実施要綱 新旧対照表

光二块	-74+
(就学援助の対象者)	(就学援助の対象者)
(皇申)	(申請)
第3条 就学援助を受けようとする者は、就学援助費受給申請書(様式第1号)、	第3条 就学援助を受けようとする者は、就学援助費受給申請書(様式第1号)
(以下「申請書」という。) に指定する書類を添えて町長に提出しなければな	(以下「申請書」という。) に指定する書類を添えて町長に提出しなければな
らない。ただし、町内の小学校に就学する予定がある児童の保護者が、新入学	らない。
児童生徒学用品費の支給を受けようとする場合は、新入学児童生徒学用品費支	
給申請書 (様式第2号) に指定する書類を添えて町長に提出しなければならな	
6.79	
(認否の決定)	(認否の決定)
第4条 略	第4条 略
2 町長は、前項の規定により支給対象者の認否を決定したときは、就学援助認	2 町長は、前項の規定により支給対象者の認否を決定したときは、就学援助認
定結果通知書(様式第3号)又は就学援助否認定結果通知書(様式第4号)に	定結果通知書(様式第2号)又は就学援助否認定結果通知書(様式第3号)に
より申請者に通知するものとする。ただし、小学校に就学する予定がある児童	
の保護者に対して新入学児童生徒学用品費の支給対象者の認否を決定したと	
きは、新入学児童生徒学用品費支給認定結果通知書(様式第5号)又は新入学	
児童生徒学用品費支給否認定結果通知書(様式第6号)により申請者に通知す	
350243°	
(就学援助費の支給)	(就学援助費の支給)
第8条 町長は、教育委員会から受給者を学校長に通知することにより、就学援	第8条 町長は、教育委員会から受給者を学校長に通知することにより、就学援
助費の支給を町内の小中学校長に委任するものとする。ただし、町内の小中学	
校に就学する予定がある児童生徒の保護者への新入学児童生徒学用品費の支	
給に限り、保護者に給付するものとする。	
2 就学援助費は、第1学期分を9月に、第2学期分を1月に、第3学期分を3	2 就学援助費は、第1学期分を9月に、第2学期分を1月に、第3学期分を3
月に受給者の子である児童生徒が就学する学校において支給するものとする。	1
ただし、町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者への新入学児	

20

童生徒学用品費の支給に限り、小中学校に就学する前に町から支給するものと

	The second secon
改正案	現行
1 to	
3・4 路	3•4 路
5 受給者は、就学援助認定結果通知書の交付を受けたときは、委任状(様式第	結
7号)及び口座振込依頼書(<u>様式第8号</u>)を校長に提出するものとする。	4 号)及び口座振込依頼書(様式第5号)を校長に提出するものとする。
6 町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者に対しては、新入学	
児童生徒学用品費の支給に限る。	
7 4月1日からの支給の決定を受けた保護者が、児童生徒が町内の小中学校に	
就学する前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けていた場合又は前住所地	
において同類の支給を受けていた場合は、新入学児童生徒学用品費については	
支給しない。	
(支給通知)	(支給通知)
第9条 校長は、就学援助費を支給したときは、就学援助費支給通知書(様式第	第9条 校長は、就学援助費を支給したときは、就学将助費を給通知書(様式第一
9号)により受給者に通知するものとする。) により受給者に通知するものとする。
2 町長は、町内の小中学校に就学する予定がある児童生徒の保護者へ新入学児	
畑	
第10号)を受給者に通知するものとする。	
(就学援助の変更届等)	(就学援助の変更届等)
第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに就学援助	第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、凍やかに就学援助
受給者状況変更届(様式第11号。以下「変更届」という。)を町長に提出し	
なければならない。	
(1) ~ (3) 器	$(1) \sim (3)$ B
2・3 略	2 · 3 略
(就学援助の辞退)	(就学援助の辞退)
第11条 受給者は、第2条に規定する認定基準に該当しなくなるなど就学援助	第11条 受給者は、第2条に規定する認定基準に該当しなくなるなど就学援助
を辞退するときは、就学援助辞退届(様式第12号)を町長に提出しなければ	を辞退するときは、就学援助辞退届(様式第8号)を町長に提出しなければな
ならない。	
(就学援助の取消し)	(就学援助の取消し)
第12条 略	第12条 縣

現行	(1)・(2) 略2 町長は、前項の規定により就学援助の認定の取消しを決定したときは、当該受給者に対し、就学援助取消通知書(様式第9号)により通知したければたら	2.14¢
改正案	(1)・(2) 略 (3) 小中学校に就学する予定がある児童生徒が町内の小中学校に就学しなかったとき。 ったとき。 2 町長は、前項の規定により就学援助の認定の取消しを決定したときは、当該受給者に対し、就学援助取消通知書(様式第13号)により通知しなければな	6 \$tv.

現行 改正案 様式第2号

新入学児童生徒学用品費支給申請書

宫代町長 様

次の通り相違ないので、新入学児童生徒学用品費を受けたく申請します。

①住民基本台帳の閲覧、②町民税課税台帳の閲覧、③生済保護の受給状況の照会、④児童扶養手当の なお、この申請にあたり、宣代町が住民登録上の同居する世帯及びこの申請書に記載した全員の 受給状況の照会、⑤障害の状況の照会を行うことについて同意します。

保護者住所 宮代町

保護者氏名

電話番号

⊞

男·女 女	男・女		Ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш
护	靐		ш	TEC.	旺	iII;	Щ	tir:	tIC,
年 月 田	年月日	年年月日	井	#	サ	#	#	井	井
(和暦)	(和四)		(和曆)	(和曆)	和曆)	(和曆)	(和曆)	和曆)	(和曆)
争年	III; tu		*	*	₩	*	∜	*	₹
		障害の有無	加・無	加・運	神	か、戦	加・第	布・熊	加・削
		世帯主との統柄	世帯出						
1	7	佑							
器同語化作用文		珉		2	က	4	ව	9	2
5		## 15	# 55 4	田田	医物.	(n &	中能	€±	忌

申請理由(該当する項目に○印をつけてください。)

- 前年度または当該年度において次のいずれかに該当するため。
 - (1) 市町村民税の非謀税
- (2) 個人の事業税、市町村民税、固定資産税、国民年金の保険料の減免
 - (3) 国民健康保険税の減免又は徴収猶予
- (4) 児童扶養手当の支給
- 上記に該当しないが、入学に必要な学用品の購入が困難なため。

新入学児童生徒学用品費請求書兼口座振込依頼書

America .	数行・電田金庫・職協	口座名類(カタカナ)
	金融機關名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		213822077777

※ 事務 原記 入籍

· 在器7-7、 基路条件电路图			
日本・佐会・佐会・佐会・ 日本 1		9.0	නිමිතින (
. 運転免許証、運転機整証明	(開発行動物像)	年金手橋・反童扶養手当証書	(番号和铝実施者が適当と語が
個人番号計	その他官公司	· 開源級機能	その街面人舗

樣式第2号

宮発第

opt m Щ

攤

됴 宮代町長

就学援助認定結果通知書

先に提出していただきました申請者について、その内容を審査した結果、 記のとおり支給対象者であることを決定しましたので通知します。

۲

닖

認定(要保護・準要保護) 認定結果(認定因少) Н

児童生徒氏名 Ċί

孙校佑·孙仲 m

州

4 認定期間

転出日をもって支給を終了します。 Ш Ħ E S 当該年度の途中で転出した場合は、 Щ 坩

3 2

現行	<u>様式第3号</u> <u>宮発第</u> 号 年月日	**************************************	国代时長 印	就学援助否認定結果通知者	先に提出していただきました申請書について、その内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。	1 認定結果 在認定	2 児童生徒氏名	3 华校名·华年	4 否認定の理由		
改正案	様式第3号 宮発第 号 年 月 日 日	業	宮代町長 的	就学援助認定結果通知書	先に提出していたださました申請者について、その内容を審査した結果、下記のとおり支給対象者であることを決定しましたので通知します。	1 翻定結果(認定区分) - 認定(要保護・準要保護)	2 児童生徒氏名	3 抄校名·孙年	4 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで※ 当該年度の途中で転出した場合は、転出日をもって支給を終了します。		

現行	樣式第4号	委任状		年度において、町から受ける下記就学援助曹の支払い及び適納に関する一切の権限(事務)を学校長に委任します。また、就学援助曹の受給に際し、下記の事項について来払い等があった場合は、いの訴訟援助曹かや特質する	でいることも単核患に整合したという。		2 学用品費 3 通学用品費 4 修送松行曲	- アイボバル 5 校外活動費 6 新入学児童生徒学用品費等 7 日本スポーツ振興センター共済掛金	年月日	四代町立 学校 年 組	አ ል	宮代町立 学校長 様		
改正案	<u> </u>		叮	*		四代可是 四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	就学援助否認定結果通知書	- 先に提出していたださました申請者について、その内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。		② 1 認定結果 否認定	2 児童生徒氏名	0 种核 4 种体 种核 - 种体	4 否認定の理由	

現行 現行	様式第5号	を	学校長宛て	保護者住所	嚴者 氏名 :	画 絡 光 () 回 の音 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	外	- 私に対する - 年度就学援助費の支給は、下記預金口座に振込みされるよう依頼し - **## - ***	<u>.</u>	。 (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	○ いずれが希望する方に「○」をしてください。	1 既に学校に登録済の給食の口座 2 その他の口座の場合のみ下記に記入		金融機関名 信用金庫 支店・支所	口座番号	口座名義
改正案	樣式第5号	的 班第		₩ <u>*</u>		国代町長	新入学児童生徒学用品費支給認定結果通知書	电影光 (格朗克多克) 人名马克弗斯斯克 人名英格里尔氏 化甲酰乙酰	いればれないできない。これでは、これに、これのも重ねているとなり支給が緩進であるととを決定しましたので通知します。	· ·	1 認定結果 認定	2 児童生徒氏名	子が変われる。	· 第十十年十六年 中代		

	年月日	മ代町立 学校 校長	<u> </u>	1座に振込みの手続をしま		配	田田	EE		: E E			田月		田	田
現行	様式第6号	#	就学援助費支給通知書	年 学期分の就学援助費を下記の通り指定口座に振込みの手続をしま したので、お知らせいたします。 =+	据认正	华门吉村	未 学校給食費 納 学用品費	L	校外活動費(宿泊あり) 修学旅行費	日本スポーツ振興センター共済掛金寿司安治額	3 扶助曹明細	扶助費計 井 学校給食费	 世 通学用品世 概奏等発生 (中分を) 、	校外活動費	修学旅行費	日本スポーツ振興センター共済掛金
**	宮発第 号 年 年 月 日		宮代町長即	否認定結果通知書	て、その内容を審査した結果、下											
改正案	様式第6号	***		新入学児童生徒学用品費支給客認定結果通知書	先に提出していたださました申請者について、その内容を審査した結果、 記のとおり決定しましたので通知します。	記	1 認定結果 石器定	2. 児童生徒氏名	3. 熊神子伊神核名	1.37 117 118 小窓内						

 様式第7号	李任状 年月日	年度において、町から受ける下記航学援助費の支払い及び適内に関する 一切の権限(事務)を学校長に委任します。また、航学援助費の受給に際し、	易合は、この就学援助豊から指算するこ	Tr. ·		就学援助受給者状況変更届	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	共済掛金 1 変更事3			 	<u>N</u>	5 年計の状況 7 3 3 4 9 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		3 変更理由 3 変更理由	4 変更年月日 年 月 日					
様式第7号		年度において、町から受一切の権限(事務)を学校長に	下記の事項にもいて未載で等があった。 とにもいても学校長に発任いたしましま。		1 学校給食費		.,,	4 多少美工班の 表外消費車			Щ	•	宮代町立	児童生徒氏名	保護者氏名	ا ا ا	名代則立 字校長 榛						

現行 現行	様式第8号 就学捷助辞退届 年月日	宮代町長 様保課者 住所 麻者 住所 氏名 印	このことについて、 年 月分から就学援助を辞退します。 記 児童生徒氏名 学校名・学年 学年 辞退理由	
改正案	. 口座振込依頼書 年 月 日	学校長宛ぐ 保護者氏名 印 保護者氏名 印 連 給 先 () 以童生徒氏名 学 校 名 学校 学 女 名 学校 学 年・組 年・組	私に対する 年度就学援助費の支給は、下記預金口座に振込みされるよう依頼します。 ただし、給食費・学級費等に未納がある場合は、その額を差し引いた額の支給とな ただし、給食費・学級費等に未納がある場合は、その額を差し引いた額の支給とな ことを了承します。 記 しいずれか希望する方に「〇」をしてください。 1 既に学校に登録済の給食の口座 2 その他の口座の場合のみ下記に記入 2 その他の口座の場合のみ下記に記入	金融機関名 銀行 白座区分 普通 当座 (該当に○をつける) 口座番号 (フルナ) 口座名義 (フルナ)

現行	樣式第9号	日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田			宮代町長 印		就学援助取消通知書	年 月 日付け宮発第 号で通知しました就学機助の認定を下記のとおり取り消しましたので、宮代町就学援助実施要細第12条第2項のものに、エル・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	Mark tyman C to the company to the		記		1 児童団徒氏名	つ 弾疹必・判束	₹. 	3 取消理由	4 取消年月日 年 月 日								
改正案	樣式第9号	日日生	**	四代再位 学校 核原		就学摆助費支給通知者		したので、お知らせいたします。	1 抗达日	2 振込金額 円	扶助費計 円	学校給食費	学用品費			(宿泊あり)	ロ 4 人 4 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ 7 カ	3 扶助費明細	扶助費計 田	————————————————————————————————————	学用品書	通学用品費	校外活動費(宿泊なし)		日本スポーツ振興センダー共済掛金

現行										
										- A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A-A
	年月日日		正)手続をしました					
1K⊀			宮代町長	支給通知書	『口座に振込みの					
改正案				新入学児童生徒学用品費支給通知書	・下記の油が指す		-			
		₩.		新入学见	S徒学用品曹を 大します。	₩				
	樣式第10号				新入学児童生徒学用品費を下記の通り指定口座に振込みの手続をしましたので、お知らせいたします。 また	1 振送日 2 据认金麵				

改正案 年月日	現行
日	
就学援助受給者状況変更届	
このことについて、下記のとおり変更したいのでお届けします。	
変更事項(該当する番号を〇で囲み必要事項を記入してください。) 変更事項 変更能 住所電話番号 な更能 位業をたる (2)	

現行								
改正案	樣式第12号	百 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	このことにらいて、 年 月分から就学援助を辞退し戻す。 語	1 児童生徒夫名	2 挚核名·挚年	中五百里 C		

現行				
改正案	様式第13号 年月日 (業) 宮代町長 印	就学援助取消通知書 年月日付付宮発第 号で通知しました就学援助の認定を下記のとおり取り消しましたので、宮代町就学援助実施要網第12条第2項の 規定により通知します。	1 児童生徒氏名 2 学校名・学年 学校・学年 3 取消理由 4 取消年月日 年月日	

(3) 生 涯 学 習 関 係

ア 1月の事業予定(教育委員会主催事業)

日時	内容	場所
7日(日) 13:00~16:00	成人式 ■新成人の祝福と町に対する理解を深め大人として自覚を 促す機会として実施する。 企画・運営は新成人による実行委員会が担当する。 ●対象者 平成9年4月2日~平成10年4月1日生 358人(12/1現在)	進修館大ホール
6日(土)~ 3月11日(日)	企画展「おひなさま」 ■住民の皆様から寄贈された雛人形を展示する。大正期から昭和40年代までのものを、6組を展示。 このほか例年どおり、2月初旬頃から4月初旬に町指定文化財・旧加藤家住宅内にも雛人形を展示する。	郷土資料館 特別展示室 旧加藤家住宅
13日(土) 7:10 ~ 14日(日) 19:10	第43回年少者スキー教室 ■宮代町スキー連盟所属のSAJ公認指導員の指導のもと、雪に親しみ、楽しみながらスキー技術をマスターし、町内4つの小学校の児童が一緒に集団生活を体験する。 ●対象 小学4~6年生(参加費18,000円)	日光湯元スキー 場(栃木県)
20日(土) 14:00~16:00 27日(日) 14:00~16:00	 チャレンジ(第12回、13回/全15回) ■第12回 バスケットボール 第13回 サッカー ■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。 ●対象:小学3・4年生 	ぐるる宮代 メインアリーナ
20日(土) 10:00~12:00	スポーツフィールド (第8回/全10回) ■運動実施率が低い30~40 才代を主な対象とし、一人で参加しても楽しく運動できる機会を提供する。 ●内容:さいかつぼーる ●対象:小学生以上	ぐるる宮代 サブアリーナ

日時	内容	場	所
21日(日)	彩の国21世紀郷土かるた宮代大会	進修館	
9:00~15:00	■郷土埼玉が育てた人物や美しい自然・文化や産物を心に	大ホール	
	描きながらカルタを楽しむ。個人戦及び団体戦		
	●対象 小学4~6年生		
	*上位4位までの入賞者には埼葛北大会や県大会の出場		
	権が与えられる		

議案第23号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則につき議 決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成29年12月14日提出

宮代町教育委員会 教育長 中 村 敏 明

提案理由

道仏土地区画整理事業地内の住居表示実施に伴い、宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

宮代町教育委員会教育長

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 宮代町立小・中学校通学区域に関する規則(平成14年宮代町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中、百間中学校、東小学校の通学区域の「百間六丁目」の次に、「道佛 一丁目」、「道佛二丁目」、「道佛三丁目」を加え、「字道仏」を「字道佛」に改める。 別表第2中、百間中学校、笠原小学校の調整区域の「字道仏」を「字道佛」に改 め、「宮代三丁目」の次に、「道佛一丁目」、「道佛二丁目」、「道佛三丁目」を加える。

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表

現行	海河本町	宫代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字	三緒、仲内東、三緒一丁田、三緒二丁田、	川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、	和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、	大字和戸、大字国納、大字西桑原、大字東条原「ただし、	笠原小学校区を除く】、大字須賀【たたし、東小学校区及び	笠原小学校区を除く】	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、	百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、	字中島、字道仏、	大字須賀のうち【1693~1697、1700、1701、17	04, 1705, 1709~1726, 1872~1887番地]	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、	本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、	笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、	字百間、大字東条原のうち【830~1015番地】、	大字須賀のうち【1、41、45~48、58、85、110、	127~173, 175~230, 291~311,	472~478、1501番地]
	學校名	1 日間小学校			金属・単数					操作	<u>(</u>				华丽宁州	,					
別表第1	≱ †	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)			巡知中科 校					1000年	; ; !				·····						
		字西原、字姫宮、字			和戸四丁目、	三丁B、	<u>.</u> ک	気医及び		TE	5間六十目。	八大字通知	1704,	5		原一丁目、	- E		O		
及比※	四条 医	宮代町字東、字中、字金頂、字逆井、字山崎、	三雄、仲酉禹、三孺十十田、三孺二十田、	川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸	和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目	大字和戸、大字国納、大字西桑原、大字東桑原【ただし、	笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び	笠原小学校区を除く】	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、		道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大	593~1597, 1700, 1701,	1705、1709~1726、1872~1887番地]	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、	本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原	笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、	字百間、大字東条原のうち【830~1015番地】、	大字須賀のうち【1、41、45~48、58、85、	127~173, 175~230, 291~311,	472~478、1501番地]
校上茶	學校名	字金原、字逆井、字山崎、	三雄、字宮東、三雄・丁田、		和戶二丁目、和戶三丁目、	和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、	大字和戸、大字国納、大字西桑原、大字東桑原(たか	笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学教	笠原小学校区を除く】	宮代二丁目、宮代三丁目、	百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、	道佛二丁目、诸佛三丁目,	1700, 1701,	1709~1726, 187	笠原小学校 宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目		李國治一丁目、李國治二丁目、	字百間、大字東条原のうち【830~1015番地】、	41, 45~48, 58,	175~230, 291~31	72~478, 150

						0,733~737.	31~1013			21~1123	766~1803	973~1991.	798~800									
現行		調整区域		\$U)	(0区域前原中学校区より)	字宮東198~214,218,339~450,	740~745, 911, 921~924, 9	(4区域須賀中学校区より)	大字須賀546、552~583、641~6!	964~1019, 1099~1110, 11;	1629~1639, 1727~1760, 1	1892~1938, 1	77~784, 794,	(8)公典形式建筑区分) 使证第一种语言中国一种第一十四	<u> </u>	[1.7](1.7] (0区域前原中学校区上4.1)	一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个					
100			百間小学校 (区域なし)	(国産権 (国産権の) (国	車小拳数		7.4	第四小学校 (A区与		<u>о</u>		ω -	人	보 전 보 보 보 보	小 中 章	(6) (1)	一					
	27 27	棒	前原中学校 百晶	紹斯 紹斯中科校 紹詢·	一			教	* *								· ·					
	別表第					150, 733~737,	931~101					10707	798~80		新型、田工一新型、田J							
改正案		調整区域	(医域なし)	(区域なし)	(0区域前原中学校区より)	字宮東198~214, 218, 339~450,	740~745,911,921~924,	(4区域須賀中学校区より)) დ დ	1099~11	7 5 D	- 00		(8区域東小学校区より)	<u>字道佛、</u> 宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道備一丁目	二丁目、道佛三丁目	(6区域前原中学校区より)	字山崎、字逆井				
						 		\vdash	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
	į	** ***	百二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	細胞子學校	\$ 1. H	€		1	ii.													